

Q 裁判員の職務を理由とした休暇を拒めるか

A 裁判員の職務を行うために必要な時間や休暇を請求された場合、会社はそれを拒否できるのかというものです。

労働基準法第7条では、使用者は、労働者が労働時間中に選挙権などの権利を行使し、または公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合には、これを拒んではならないとしています。

この「公の職務」については、従来は、①衆議院議員その他の議員、労働委員会の委員、陪審員、検察審査員、法令に基づいて設置される審議会の委員としての職務など、②訴訟法上の証人としての出廷など、③公職選挙法による選挙立会人の職務などが該当するとされてきました（昭63.3.14 基発第150号）。

そして、裁判員制度の創設に伴い、同行政解釈に掲げる「公の職務」に「労働審判員、裁判員」を加える改正が行われています（平17.9.30 基発第0930006号）。

このように、労働基準法第7条でいう「公の職務」には、「裁判員としての職務」も含まれますから、労働者が裁判員としての職務を行うために必要な範囲で、休暇の取得や遅刻、早退を希望した場合、使用者は、これを拒否することができないわけです。

なお、裁判員法では、労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したことなどを理由に、解雇その他不利益な取り扱いをすることが禁止されています（法第72条）。

それでは、労働基準法第7条に基づき労働者に必要な時間や休暇を与えた場合、その休暇や不就業について、使用者が賃金を支払う義務があるのでしょうか。

この点について、行政解釈では、「本条の規定は、給与に関しては、何等触れていないから、有給たると無給たるとは、当事者の自由に委ねられた問題である」とされています（昭22.11.27 基発第399号）。